

平成20年度

新地方公会計制度に基づく

財務4表

平成22年3月

三 条 市

目 次

はじめに	1
1 作成の基本事項	1
2 普通会計財務4表	
(1) 貸借対照表	4
貸借対照表の解説	4
普通会計貸借対照表	8
(2) 行政コスト計算書	9
行政コスト計算書の解説	9
普通会計行政コスト計算書	11
(3) 純資産変動計算書	12
純資産変動計算書の解説	12
普通会計純資産変動計算書	14
(4) 資金収支計算書	15
資金収支計算書の解説	15
普通会計資金収支計算書	16
3 普通会計財務4表の分析	17
4 三条市全体の財務4表	20
5 連結財務4表	24

はじめに

平成 18 年 6 月に制定された「行政改革推進法」を受け、同年 8 月に総務省において「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」が策定されました。この指針では、地方の資産・債務管理改革の一環として「公会計の整備」が求められ、地方公共団体は地方公共団体単体及び関連団体等も含む連結ベースで、発生主義・複式簿記の考え方を取り入れた貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書の 4 表の整備に取り組むこととされました。

三条市では、これまでも総務省の示した基準（旧総務省方式）に基づき財務諸表（バランスシート、行政コスト計算書、キャッシュ・フロー計算書）を作成してきましたが、平成 20 年度決算からは、新たに総務省が示した「総務省方式改訂モデル」により財務 4 表を作成しました。

1 作成に関する基本的事項

(1) 作成の目的

- ・情報の開示による行政の透明性の向上と説明責任の履行
- ・財務書類から得られる情報の行財政運営への活用
- ・資産・債務の適切な管理

(2) 作成の方法

総務省の示した「新地方公会計制度実務研究会報告書」及び「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引」を基に「総務省方式改訂モデル」により作成しています。

(3) 作成の対象範囲

① 普通会計財務 4 表

総務省が行う地方財政状況調査（決算統計）上の普通会計

② 三条市全体の財務 4 表

三条市の全ての会計（一般会計、各特別会計、水道事業会計）

③ 連結財務 4 表

三条市の全ての会計に、次の団体を連結

- ・一部事務組合・広域連合等

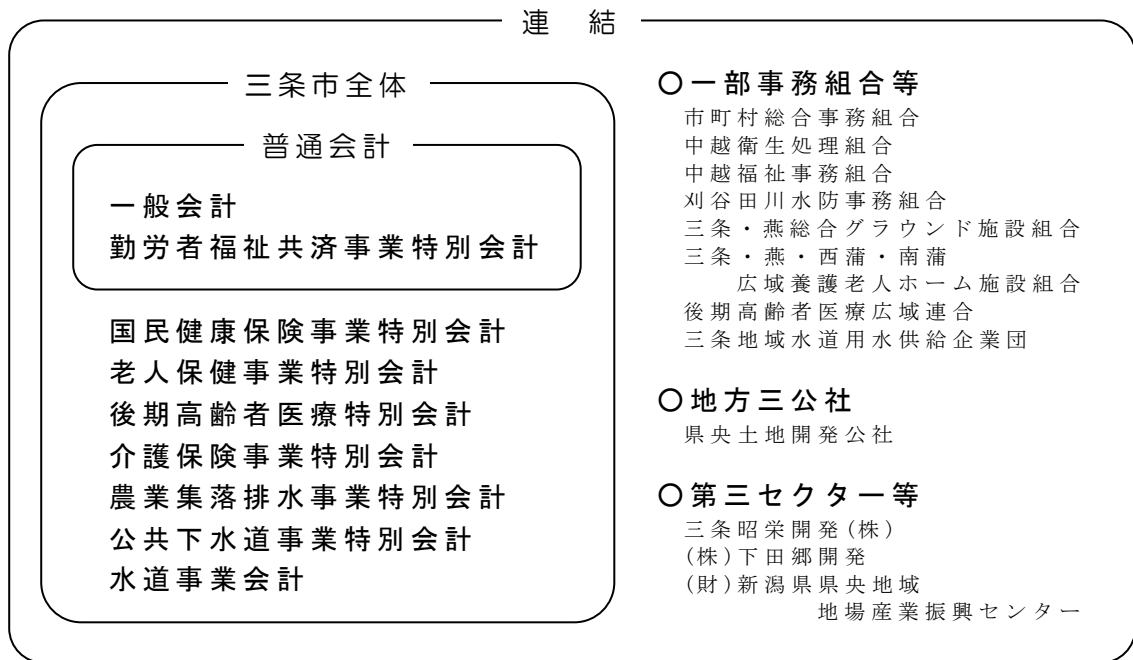
加入するすべての一部事務組合等を連結対象とします。ただし、複数の団体が加入しているため、当該年度の経費負担割合等に応じて按分し各団体が連結を行います。（比例連結）

- ・地方三公社（県央土地開発公社）

設立した全ての地方三公社が連結対象とされています。ただし、複数の団体が共同して設立したものについては、原則、出資割合の状況等から主たる団体において連結対象とし、その他の団体においては連結対象としないものとされています。

- ・ 第三セクター（三条昭栄開発(株)、(株)下田郷開発、
 (財)新潟県県央地域地場産業振興センター)
 出資比率が 50%以上の法人はすべて連結対象とします。
 また、出資比率が 25%以上 50%未満の法人については、役員の派遣、
 財政支援等の実態に応じて連結対象とすることとされています。

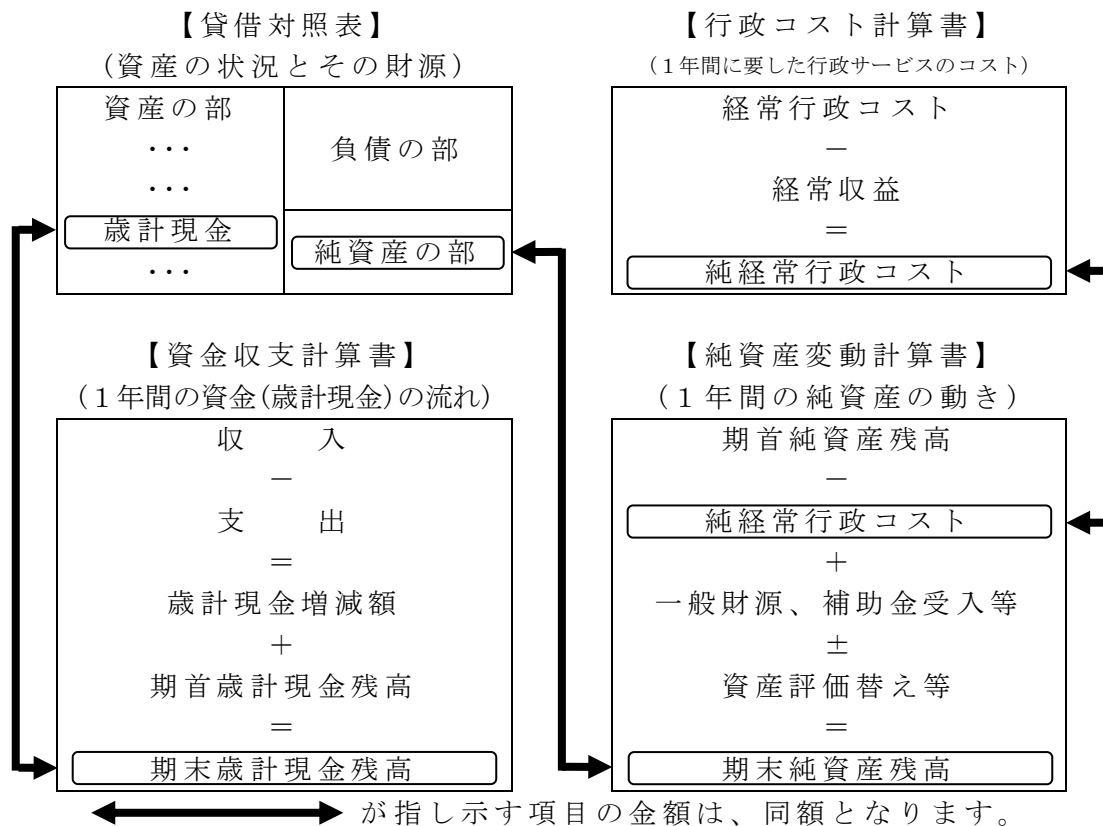
※対象範囲のイメージ



(4) 作成基準日

作成基準日は、平成 21 年 3 月 31 日（平成 20 年度末）です。平成 21 年 4 月 1 日から 5 月 31 日までの出納整理期間の収支については、基準日までに終了したものとみなして処理しています。

○財務 4 表の関係



財務書類は4つの表から構成されており、それぞれが連動しています。

貸借対照表の純資産は、国・県からの補助金や自団体の財源で既に負担した部分を表しています。この純資産の変動を表したものが、純資産変動計算書です。純資産変動計算書における純経常行政コストが一般財源、補助金等受入等を超過すれば、純資産が減少し、逆に一般財源、補助金等受入等が純経常行政コストを超過すれば、純資産が増加することになります。

行政コスト計算書は、純資産変動計算書の純経常行政コストの明細であり、1年間にかかった経常コスト総額から受益者負担である経常収益を控除することで、一般財源、補助金等受入等で負担すべき純経常行政コストが算出されます。

資金収支計算書の期末歳計現金残高は、貸借対照表の歳計現金と一致します。このことは、資金収支計算書は、貸借対照表に計上されている歳計現金の増減の明細であることを意味します。

2 普通会計財務4表

(1) 貸借対照表

○貸借対照表（バランスシート）の解説

会計年度末において、これまでに形成された建物や土地などの資産と、その資産を形成したことにより将来の世代が負担し今後支払いが必要な負債などを総括的に対照表示した一覧表で、資産・負債・純資産の3つの要素から構成されています。

「資産」には、住民サービス提供のためのもの（使う資産）と、税金の未収金や売却可能資産などの資金流入をもたらすもの（売れる資産、回収する資産）があります。

「負債」とは、将来、支払い義務の履行により自治体から資金流出をもたらすもので、「将来世代が負担する部分」という見方ができます。

「純資産」とは、資産と負債の差額で、主に補助金や一般財源があります。これは、「現在までの世代が負担した部分」という見方ができます。

[資産の部]

1 公共資産

(1) 有形固定資産

有形固定資産とは、土地、建物、構築物、機械設備、備品など、長期間にわたって行政サービスを提供するために使用される資産です。計上方法は、決算統計における普通建設事業費を集計し、有形固定資産として計上しています。

(2) 売却可能資産

売却可能資産とは、貸借対照表に計上された公共資産のうち、行政サービスには活用されていないが、将来の現金獲得能力があると考えられるものを指します。

したがって、貸借対照表計上額も現金化した場合の価額という点から、「売却可能価額」で評価することとされています。

三条市では、普通財産のうち活用を図られていない土地について、固定資産税評価額を基に評価し、売却可能価額を計上しています。

2 投資等

(1) 投資及び出資金

① 投資及び出資金

投資及び出資金の年度末残高です。市場価格のある有価証券については、時価で評価し、市場価格のない投資及び出資金についても、実質価額が著しく低下した場合は実質価格で評価することとされています。

② 投資損失引当金

投資損失引当金とは、投資及び出資金のうち将来回収できないと見込まれる損失金額をあらかじめ引当計上しておくものです。

(2) 貸付金

貸付金の年度末残高から未収金、長期延滞債権に振り替えられたものを控除したものです。

(3) 基金等

財政調整基金及び市債管理基金以外の基金等の年度末残高です。

(4) 長期延滞債権

収入未済額のうち、1年を超えて回収がなされていないものです。このうち回収不能となる見込みのものについては、別途回収不能見込額として計上されます。

(5) 回収不能見込額

長期延滞債権のうち回収不能となることが見込まれる金額を計上しています。市税等の項目ごとに、過去4か年の不納欠損実績率により算定しています。

3 流動資産

(1) 現金預金

流動性の高い基金である「財政調整基金」と「減債基金（市債管理基金）」及び「歳計現金（形式収支：歳入歳出差引額）」を計上しています。

(2) 未収金

市税等の収入未済額のうち長期延滞債権を除いた額を計上しています。

未収金に係る回収不能見込額についても、長期延滞債権に係る回収不能見込額と同様の算定方法で算定しています。

[負債の部]

1 固定負債

固定負債とは、負債のうち翌々年度以降に支払や返済が行われる予定のものをいいます。

(1) 地方債

借入金である地方債の年度末残高から、翌年度償還予定額を除いた金額です。

(2) 長期未払金

債務負担行為のうち、既に確定した債務とみなされるものについて、その翌々年度以降の支出額が計上されます。

(3) 退職手当引当金

当該年度末に普通会計に属する全職員が普通退職した場合の退職手当支給見込額から、翌年度支払予定退職手当を除いた金額です。

退職手当支給見込額は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」

に基づく、「将来負担比率」の算出にあたって使用した「退職手当負担見込額」と同様に算出しています。

2 流動負債

流動負債とは、1年以内に支払や返済をしなければならないものをいいます。

(1) 翌年度償還予定地方債

地方債の翌年度償還予定額を計上しています。

(2) 短期借入金（翌年度繰上充用額）

当該年度歳入歳出差引額がマイナスの場合に、その絶対額が計上されます。

(3) 未払金

固定負債の(2)長期未払金のうち、翌年度支出予定額が計上されます。

(4) 翌年度支払予定退職手当

翌年度に支払うことが予定されている退職手当の金額を計上しています。

(5) 賞与引当金

翌年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当のうち当該年度負担相当額を計上しています。

[純資産の部]

1 公共資産等整備国県補助金等

公共資産等の資産の財源のうち、国及び県から受けた補助金分を計上しています。

2 公共資産等整備一般財源等

公共資産等の資産の財源のうち、国及び県から受けた補助金（公共資産等整備国県補助金等）と地方債借入分を除いた額を計上しています。

3 その他一般財源等

公共資産や投資等以外の資産を形成した一般財源です。

4 資産評価差額

新たに売却可能資産を計上した場合、もしくは資産の評価替えを行った場合の売却可能額と帳簿価格との差額及び寄附等により無償で資産を受贈した場合の当該資産に係る評価額を計上しています。

注記（※1～4）

1 他団体及び民間への支出金により形成された資産

昭和44年度から当該年度までの普通建設事業費のうち、他団体等に対する補助金・負担金等の累計額及び当該支出金に充当された財源を計上し

ています。

2 債務負担行為

債務負担行為には、工事請負契約や物品購入契約など将来確実に財政負担となるものと、損失補償や債務保証など財政負担の発生が不確実なものがあります。

ここでは、翌年度以降の支出予定額から貸借対照表に計上したものを除いた金額（債務の確定していないもの）を計上しています。

3 交付税措置される地方債の金額

地方債残高については、その償還時に交付税措置されるものがあるため、交付税の算定基礎に含まれることが見込まれる金額を計上しています。

4 普通会計の将来負担に関する情報

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、「将来負担比率」の算出にあたって使用した「普通会計の将来負担額」及び「将来負担額への充当可能財源等」の金額を計上しています。

5 土地及び減価償却累計額

有形固定資産のうち、「土地」の累計額と「減価償却累計額」を計上しています。

(2) 行政コスト計算書

○行政コスト計算書の解説

一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政サービスに係る費用（経常的な費用）と、その行政サービスと直接の対価性のある使用料・手数料などの収益（経常的な収益）を目的別に対比させたものです。

【経常行政コスト】

1 人にかかるコスト

(1) 人件費

人件費の今年度決算額から、今年度支出した退職手当と前年度賞与引当金計上額を差し引いた金額を計上しています。

(2) 退職手当引当金繰入等

新たに退職手当引当金に繰入られた金額などを計上しています。

(3) 賞与引当金繰入額

翌年度に支払うことが予定されている期末手当及び勤勉手当のうち当該年度負担相当額を計上しています。

2 物にかかるコスト

(1) 物件費

賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費等の消費的性質の経費を計上しています。

(2) 維持補修費

公共資産の維持補修に係る経費を計上しています。

(3) 減価償却費

今年度の減価償却費を計上しています。

3 移転支出的なコスト

(1) 社会保障給付

児童手当の支給、生活保護などに要する経費を計上しています。

(2) 補助金等

他団体に対する補助金などを計上しています。ただし、他会計への支出額は除いています。

(3) 他会計等への支出額

他会計等への繰出金、負担金、出資金などを計上しています。

(4) 他団体への公共資産整備補助金等

普通建設事業費のうち、他団体への補助金・負担金を計上しています。

4 その他のコスト

(1) 支払利息

地方債及び一時借入金に係る支払利息を計上しています。

(2) 回収不能見込計上額

回収不能見込額の前年度との差額と、今年度の不納欠損額をあわせた金額を計上しています。

(3) その他行政コスト

上記以外の経費を計上しています。

【経常収益】

1 使用料・手数料

使用料・手数料の当該年度分の調定額を計上しています。

2 分担金・負担金・寄附金

分担金・負担金・寄附金の当該年度分の調定額を計上しています。

(3) 純資産変動計算書

○純資産変動計算書の解説

純資産変動計算書とは、貸借対照表の〔純資産の部〕に計上されている「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「その他一般財源等」及び「資産評価差額」について、各数値が1年間でどのように変動したかを表しているものです。

〔純資産の部〕は現在までの世代が負担した部分であり、1年間でそれが増えたのか減ったのかがわかります。

1 期首純資産残高

前年度の貸借対照表における「純資産」残高を計上しています。

2 純経常行政コスト

行政コスト計算書における「純経常行政コスト」の金額を計上しています。

3 一般財源

地方税、地方交付税、地方譲与税、各種交付金、財産収入、繰入金、諸収入などの歳入を計上しています。ただし、公共資産の売却、投資及び出資金や貸付金の回収、基金の取り崩し等の収入は除いています。

4 補助金等受入

国県支出金のうち、普通建設事業費、投資及び出資金、貸付金、基金の財源になったものを「公共資産等整備国県補助金等」に計上し、その残額を「その他一般財源等」に計上しています。

5 臨時損益

災害復旧事業費、公共資産除売却損益、投資損失、損失補償等引当金繰入金などの臨時的な損益を計上しています。

6 科目振替

公共資産形成時における財源投入額や、公共資産の処分や投資等の回収による財源増加額の、「公共資産等整備国県補助金等」、「公共資産等整備一般財源等」、「その他一般財源等」、「資産評価差額」の各科目間における財源の流れを表したものです。

7 資産評価替えによる変動額

売却可能資産を新たに計上した場合の有形固定資産計上額との差額や、資産の評価替えを行った場合の評価差額を計上しています。

8 無償受贈資産受入

寄附等により無償で資産を受贈した場合に、当該資産の公共資産計上額を計上しています。

9 その他

その他上記に該当しない純資産の変動があった場合に、その金額を計上しています。

10 期末純資産残高

今年度の貸借対照表における「純資産」残高を計上しています。

(4) 資金収支計算書

○資金収支計算書の解説

一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金等の資金の流れを性質の異なる三つの活動に分けて表示したものです。

1 経常的収支の部

日常の行政活動による資金収支の状況を表しています。

(1) 支出

人件費、物件費、社会保障給付（扶助費）、補助金等（補助費）、支払利息、他会計等への事務費充当財源繰出、維持補修費、災害復旧事業費などが計上されています。

(2) 収入

地方税、地方交付税と「公共資産整備収支」、「投資・財務的収支」に含まれない収入が計上されています。

2 公共資産整備収支の部

公共事業等に伴う資金の用途とその財源の状況を表しています。

(1) 支出

公共資産整備のほか、他会計等への建設費充当財源繰出金を計上しています。

(2) 収入

上記支出に充当される国県支出金、地方債、基金取崩額、使用料及び手数料、分担金及び負担金等を計上しています。

3 投資・財務的収支の部

投資活動や地方債の返済による資金の出入りの状況を表しています。

(1) 支出

投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出、地方債元金償還金、他会計等への公債費充当財源繰出金を計上しています。

(2) 収入

投資及び出資金、貸付金、基金に係る支出への財源、貸付金元金回収や公共資産売却による収入を計上しています。

3 普通会計財務4表の分析

(1) 社会資本形成の世代間負担比率

社会資本形成の結果を表す公共資産のうち、純資産による形成割合を見ることにより、これまでの世代（過去及び現世代）によって既に負担された割合を見ることができます。

また、地方債に着目すれば、将来返済しなければならない、今後の世代によって負担される割合を見ることができます。

計算式は次のとおりです。

- ・ 社会資本形成の過去及び現世代負担比率 = 純資産合計 ÷ 公共資産合計
- ・ 社会資本形成の将来世代負担比率 = 地方債残高 ÷ 公共資産合計

三条市の比率は

社会資本形成の過去及び現世代負担比率 66.3%
社会資本形成の将来世代負担比率 37.4% となっています。

平均的な値は、社会資本形成の過去及び現世代負担比率が 50～90%、将来世代負担比率が 15～40%の間になると言われていますので、三条市の値はほぼ平均的と言えます。

(2) 歳入額対資産比率

歳入総額に対する資産の比率を算定することにより、形成されたストックである資産は何年分の歳入が充当されたかを見ることができます。

計算式は次のとおりです。

- ・ 資産合計 ÷ 歳入総額

三条市の比率は 3.4 となっています。

平均的な値は 3.0～7.0 の間になると言われています。三条市の値は、平均の範囲にはありますが、やや資産形成に充当している割合が低いと言えます。

(3) 有形固定資産の行政目的別割合

貸借対照表に計上された有形固定資産の行政目的別割合を見ることにより、行政分野ごとの公共資産形成の比重を把握することができます。

(単位：千円)

行政目的	金額	構成比
①生活インフラ・国土保全	72,917,829	56.0%
②教育	33,184,683	25.5%
③福祉	4,764,686	3.6%
④環境衛生	2,930,008	2.2%
⑤産業振興	8,286,070	6.4%

⑥ 消防	1,684,557	1.3%
⑦ 総務	6,504,790	5.0%

一般的には①生活インフラ・国土保全、②教育が大きい割合を占めると言われていますが、三条市においても同様に①生活インフラ・国土保全及び②教育で全体の80%以上を占めています。

(4) 資産老朽化比率

貸借対照表に計上された有形固定資産のうち、土地以外の償却資産の取得価額に対する減価償却累計額の割合を計算することにより、耐用年数に比して償却資産の取得からどの程度経過しているのかを全体として把握することができます。値が大きいほど老朽化が進んでいると言えます。

計算式は次のとおりです。

$$\cdot \text{減価償却累計額} \div (\text{有形固定資産合計} - \text{土地} + \text{減価償却累計額})$$

三条市の比率は42.5%となっています。

平均的な値は35～50%の間になると言われていますので、三条市の値は平均的と言えます。

(5) 受益者負担比率

行政コスト計算書における経常収益は、いわゆる受益者負担の金額であるため、経常収益の行政コストに対する割合を算定することで、受益者負担割合を算定することができます。

計算式は次のとおりです。

$$\cdot \text{経常収益} \div \text{経常行政コスト}$$

三条市の比率は4.3%となっています。

平均的な値は2～8%の間になると言われていますので、三条市の値は平均的と言えます。

(6) 行政コスト対公共資産比率

行政コストの公共資産に対する比率を見ることで、資産を活用するためにどれだけのコストがかけられているか、あるいはどれだけの資産でどれだけの行政サービスを提供しているかを分析することができます。

計算式は次のとおりです。

$$\cdot \text{経常行政コスト} \div \text{公共資産合計}$$

三条市の比率は23.7%となっています。

平均的な値は10～30%の間になると言われていますので、三条市の値は

平均的と言えます。

(7) 行政コスト対税収等比率

純経常行政コストに対する一般財源等の比率を見ることによって、当年度に行われた行政サービスのコストから受益者負担分を除いた純経常行政コストに対して、どれだけが当年度の負担で賄われたかがわかります。

計算式は次のとおりです。

$$\cdot \text{純経常行政コスト} \div (\text{一般財源} + \text{補助金等受入} (\text{その他一般財源等分}))$$

三条市の比率は 97.0%となっています。

平均的な値は 90%～110%の間になると言われていますので、三条市の値は平均的と言えます。

(8) 基礎的財政収支（プライマリーバランス）

公債等の元利償還額を除いた歳出と、公債等発行収入を除いた歳入のバランスをみるもので、プライマリーバランスが均衡している場合には、持続可能な財政運営であると言えます。

計算式は次のとおりです。

$$\begin{aligned} &\cdot \text{歳入総額} (\text{繰越金、市債発行額及び財政調整基金等取崩額を除く}) \\ &\quad - \text{歳出総額} (\text{市債元利償還額及び財政調整基金等積立額を除く}) \end{aligned}$$

三条市の基礎的財政収支は 795,591 千円のプラスとなっています。

財政は健全であり、持続可能な財政運営であると言えます。